



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(三七三)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三七四)
- 統計法施行令の一部を改正する政令(三七五)
- 計量単位令の一部を改正する政令(三七六)
- 計量法関係手数料令の一部を改正する政令(三七七)
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令(三七八)
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令(三七九)
- 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(三八〇)
- 株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令(三八一)

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(三八二)
- 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(三八三)

〔府 令〕

- 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府八七)
- 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(同八八)

〔府令・省令〕

- 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)
- 一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・法務四)
- 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令(同五)
- 担保付社債に関する信託契約等に関する規則の一部を改正する命令(同六)

- 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・法務・財務三)

- 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・財務九)
- 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一)

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・経済産業三)
- 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働一)

- 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働・農林水産一)

- 信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・経済産業七)

〔デジタル庁令・省令〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(デジタル庁・総務一八)

〔省 令〕

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(総務九九)
- 有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令(同一〇〇)
- 郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令(同一〇一)
- 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一〇二)
- 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令(同一〇三)
- 商法施行規則の一部を改正する省令(法務四九)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらし」は、三ページに掲載されています。

二

七

六

四

五

五

四

四

四

二

二

二

六

五

五

五

五

三

六

六

六

六

六

六

六

六

(前のページより続き)

○会社法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)

○電子公告規則の一部を改正する省令(同五一)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五二)

○信託法施行規則の一部を改正する省令(同五三)

○建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五四)

○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令(外務一六)

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(同一七)

○社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(財務五八)

○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(文部科学三八)

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(厚生労働一六五)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(同一六六)

○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)

〔規則〕

○個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(個人情報保護委五)

〔告示〕

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の一部を改正する告示(個人情報保護委七)

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正する告示(同八)

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)の一部を改正する告示(同九)

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)の一部を改正する告示(同一〇)

○個人情報保護に関する法律に係るE.U及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示(同一一)

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)の一部を改正する告示(同一二)

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(金融庁一一〇)

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同一一)

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同一二)

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同一三)

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同一四)

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(同一五)

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(同一六)

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同一七)

○信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同一八)

○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件(同一九)

○最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件(同一二〇)

○金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件(同一二一)

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(金融庁・財務・経済産業一七)

第十一条の表改正後欄の粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイル」に改め、同欄の粉じん障害防止規則第二十六条の四第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」に改める。

第十三条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三十八条第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイル」に改め、同欄の石綿障害予防規則第三十九条第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」に改める。

附則

○厚生労働省令第六十六号

この省令は、公布の日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）以下「法」という。第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

令和五年十二月二十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 二百三十六（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>二百三十七、二百二十九（略）</p> <p>三百三十 六a・七・八・九・十・十一ヘキサヒドロ六・六・九トリメチル六ヒジベンゾ「b・d」ピランールオール<sup>（一）</sup>の三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限り）が結合する物であつて、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類</p> <p>三百三十一（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 二百三十六（略）</p> <p>二百三十七 六a・七・八・九・十・十一ヘキサヒドロ六・六・九トリメチル三ーベンゾ「b・d」ピランール及びその塩類</p> <p>二百三十八 三ーヘキシル六a・七・八・九・十・十一ヘキサヒドロ六・六・九トリメチル六ヒジベンゾ「b・d」ピランール及びその塩類</p> <p>二百三十九、三百三十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三百三十二（略）</p>

附則  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。